

こ支家第 310 号
令和 5 年 12 月 13 日
こ支家第 191 号
一部改正 令和 7 年 5 月 9 日
こ支家第 208 号
一部改正 令和 8 年 4 月 9 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁支援局長

地域こどもの生活支援強化事業の実施について

標記について、別紙「地域こどもの生活支援強化事業実施要綱」を定め、令和 5 年 11 月 29 日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市、中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

地域こどもの生活支援強化事業実施要綱

第1 目的

「こども未来戦略」に基づく、多様な支援ニーズへの対応策として盛り込まれた本事業は、多様かつ複合的な困難に直面しているこども等に対し、地域の実情を踏まえ、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要なこども等を早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こども等に対する地域の支援体制を強化することを目的とする。

第2 実施主体

- (1) 実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）とする。
- (2) 都道府県等は、地域の実情に応じ、当該都道府県等が適切と認める民間団体（任意団体を含む。以下同じ。）に事業の実施を委託又は補助により実施することができる。

第3 事業の内容等

- (1) 都道府県等においては、地域の実情に応じて、次のアからカまでの取組を選択又は組み合わせて実施すること。

また、これに加えて(2)の取組を実施することができる。

ア 通常実施型

- ① こども等の食事の支援（こども食堂、こども宅食、フードパントリーなど）及び生活支援（文房具、生理用品など、こども等の生活に必要な物品の提供等）を行うもの。
- ② 夏休み、冬休みなどの長期休暇期間においては、①について活動回数を増加して実施することができる。

なお、ア①に加えてイを実施する場合は、ア②は実施できない。

イ 長期休暇期間集中実施型

夏休み、冬休み等の長期休暇期間において、以下の①又は②を選択又は組み合わせて集中的に行うもの。

① 居場所モデル

長期休暇期間中、こども等の居場所の提供と合わせて食事の支援を行うもの。なお、実施に当たっては以下の要件を満たすこと。

- (a) 地域における夏休み期間中は必ず実施すること。

(別紙)

- (b) 長期休暇期間中、平均週3日以上実施すること。
- (c) 支援する食数は、最大1日1人あたり2食とすること。
- (d) 暑さ等対策の整った安全な居場所において、1日あたり6～8時間程度開所して実施すること。

② 宅食等モデル

こども宅食やフードパントリーの実施により、こども等の食事の支援を行うもの。なお、実施に当たっては以下の要件を満たすこと。

- (a) 地域における夏休み期間中は必ず実施すること。
- (b) 長期休暇期間中、平均週3日以上実施すること。
- (c) 支援する食数は、最大1日1人あたり2食とすること。

なお、①及び②を組み合わせる場合、それぞれ(a)から(c)の要件については、①及び②を組み合わせた実施状況が、その要件を満たしている必要があること。

ウ 体験・交流・学習支援提供型

多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会や、屋外活動等様々な体験機会(居場所の支援、プレーパークなど)の提供、学習支援を行うもの。

エ 備品等購入支援

① 立上げ支援

既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所(公民館・商店街等)を活用したこども等の居場所等の立上げを支援するもの。

② 継続支援

こども等の居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援するもの。

オ 環境整備支援(地域でこども等を支援するための仕組みづくり)

相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域のこども等の支援ニーズを把握するための研修など、地域でこども等を支援するための仕組みづくりを行うもの。

カ その他上記に類する事業

(2) 要支援児童等支援強化加算事業

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭に対して、こども食堂等の支援を行う民間団体等がこども等の状況を把握し、必要に応じて自治体(こども家庭センター等)に情報提供を行い、適切な支援につなげる事業。

第4 対象

(別紙)

ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこども等をはじめとする多様かつ複合的な困難に直面しているこども等を原則として対象とする。なお、対象とするこども等の範囲については、事業の目的に鑑み、地域の実情に応じ、都道府県等において、定めて差し支えない。

第5 支援が必要なこどもや家庭への対応

- (1) 事業の実施に当たっては、こども家庭センター等の相談機関や、学校や放課後児童クラブ等との連携を図り、支援が必要なこどもや家庭の把握に努めること。
- (2) 支援が必要なこどもや家庭を発見した場合は、自治体や関係機関と連携して適切な対応を図ること。
- (3) 民間団体等と連携して本事業を実施する場合、(1)及び(2)について、都道府県等の具体的な対応方針を連携する民間団体と共有したうえで、事業を実施すること。

第6 留意点

- (1) 長期休暇期間における地域でのこども等の生活支援を強化するため、第3(1)イの取組の実施に努めるとともに、同取組の実施が困難である場合においても、第3(1)ア②の取組を積極的に活用して活動回数を増加できるよう努めること。
- (2) 第3(1)イの取組において食事の提供を行うにあたっては、食材を調理して提供する方法のほか、弁当等を購入し提供する方法によっても差し支えない。
- (3) 事業の実施場所は、地域の実情に応じて、既存の福祉・教育施設など地域にある様々な場所の活用に加え、児童館、公民館など、こども等がアクセスしやすい場所、時間帯での実施を図り、中高生など幅広い年齢層に配慮した事業を実施すること。また、良好な衛生環境、安全性等を確保すること。
- (4) 食事の提供を行う場合にあっては、食品衛生管理を徹底し、食中毒予防、食物アレルギー、防火等に配慮すること。
- (5) 食材の確保については、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得るよう努めること。
- (6) 対象経費は、事業を実施するために直接必要な経費とし、事業の実施に係る関係行政機関の恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は対象外とする。
- (7) 民間団体への補助の実施に当たっては、民間団体の運営に係る経費や

(別紙)

恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は対象外とする。

(8) 民間団体への補助の実施に当たっては、政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託及び補助事業の実施対象者とはしないものとする。

第7 国の補助

国は、別に定めるところにより、本事業を補助するものとする。なお、他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。